

# 栃木県保健医療計画（8期計画）の策定

医療政策課

## 趣旨・目的

- 県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ地域の実情を踏まえて策定するもの（医療法第30条の4第1項に基づく都道府県計画）

## 記載事項

- 医療圏の設定
- 基準病床数
- 5疾病**6事業**及び在宅医療に関する事項
- 地域医療構想
- 医師確保計画
- 外来医療計画（法第30条の4第2項）

※ 5疾病6事業・・・5疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患

6事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、**新興感染症の感染拡大時における医療（8期から追加）**

## 計画期間

- 令和6年度から令和11年度の6年間

## 策定に係る法的手続き

- 医療審議会への諮問・答申（法第30条の4第17項）
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会への意見聴取（法第30条の4第16項）
- 市町村、保険者協議会への意見聴取（法第30条の4第17項）
- 国への提出・公示（法第30条の4第17項）

- 医療計画作成指針（医療法第30条の8）を踏まえ、医療審議会の部会として保健医療計画部会を設置し、検討を行う
- 部会委員は医療審議会から11名を選出
- 5疾病6事業及び在宅医療等に係る各協議会等との連携を図るため、必要に応じて各協議会等の代表者に参考人として部会への出席を求める
- 計画策定後の計画の進捗については、医療審議会に報告する

## 根拠法令

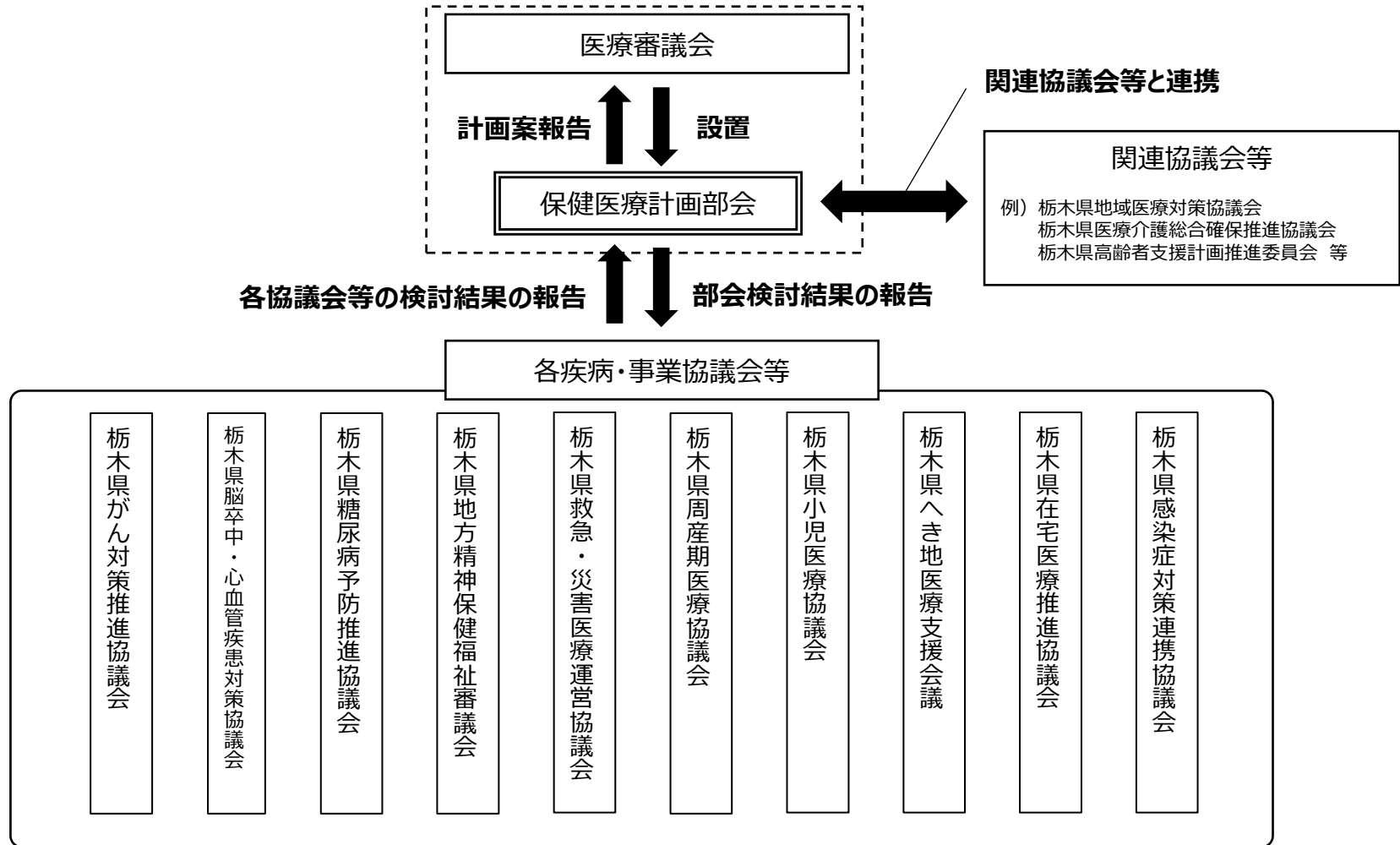
- 医療法施行令 第5条の21（部会の設置）
- 審議会には、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 部会には、部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

# 保健医療計画部会及び各種協議会等との関係

令和5年5月8日

資料 1

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会



# 策定スケジュール（案）

令和5年5月8日

資料 1

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会

令和5年度											
	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
医療審議会											諮問 (3月上旬) 答申 (3月下旬)
保健医療計画部会	第1回 (5/8) ・策定スケジュール ・指針概要 ・7期課題及び8期検討の方向性 ・構成案					第2回 (10月中旬) ・計画素案① (箇条書き程度)		第3回 (12月中旬) ・計画素案② (パブリックコメント案)		第4回 (2月中旬) ・計画案 (パブリックコメント反映後、医療審議会諮問案)	
各協議会等	<p style="text-align: center;">適宜、各協議会での検討結果を報告し、計画案に反映</p> <p style="text-align: center;">(各協議会等での分野ごとの検討)</p>										
その他								パブリックコメント (12月中旬～1月中旬) 保健医療計画 医師確保計画 外来医療計画			計画決定 大臣提出 公示

委員それぞれの立場（医療を行う立場・医療を受ける立場・学識経験者）から、次の点について御意見をくださるようお願いいたします。

- 今後、7期計画の課題や国の作成指針等を踏まえて栃木県保健医療計画（8期計画）を策定していく上で、特に重要な視点、重視すべき事項等
- 地域医療や疾病事業に係る医療等の現状や課題を把握する上で、行うべきデータ分析や調査事項等